

大阪市交通バリアフリー基本構想の変更について

① 経過

- 本市では、平成 12 年に施行された交通バリアフリー法（平成 18 年には「バリアフリー法」が施行）に基づき、平成 15 年から平成 18 年にかけて、市内の主要な駅を中心とした 25 の重点整備地区において「交通バリアフリー基本構想」を策定。鉄道駅舎や駅周辺の主要な生活関連施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進。
- 重点整備地区のバリアフリー化が着実に進展する中、未整備事項の継続的な取組実施とともに、各地区の土地利用の変化などを踏まえた変更が必要。また新たな課題として、社会的状況の変化に応じた法令等の改正や、大阪・関西万博の各種ガイドラインの考え方を踏まえた変更が必要。
- 各地区の基本構想の変更については、各区長の判断のもと、実施することとなっており、令和 4 年 2 月開催の区長会議まちづくり・にぎわい部会において、基本構想の変更等に向けた検討を行っていく旨の決議を受け、令和 4 年度から、地区別基本構想の変更に向け、全地区共通の変更の考え方を示す骨子案の作成に向けた検討を開始した。
- 検討にあたっては、関係部局による庁内の検討体制を構築するとともに、学識経験者や高齢者、障がいのある方、交通事業者等で構成する協議会を設置し、意見聴取等を行いながら検討を進めている。

（別添 1 及び別添 2 「市推進協議会委員名簿」 及び「検討スケジュール」 参照）

②生活関連施設の取扱い

〔生活関連施設の設定、建築物・都市公園の整備方針、特定事業計画の検討〕

基本構想には、バリアフリー法に基づき、「重点整備地区」、「生活関連施設」、「生活関連経路」及び「特定事業の整備方針等」を定める必要がある。変更にあたってのそれぞれの考え方は、次のとおり。

● 重点整備地区

現行の 25 地区及びその区域を継続することを基本とし、必要に応じて鉄道の整備状況及び各地区の開発状況を踏まえ、区域の変更を行うこととしている。

（別添 2 「重点整備地区一覧」 参照）

● 生活関連施設

高齢者、障がい者をはじめ多くの人々が利用すると考えられる、次の区分及び種類にあげた施設とする。なお、現行基本構想における「主要施設」に加え、各地区共通の考え方で追加候補施設を抽出。来年度以降、各地区の実情を踏まえ、生活関連施設の設定を行う。

区 分	種 類
旅客施設	特定旅客施設（鉄道駅舎、バスターミナル 等）
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局、 等
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館 等
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設 等
商業施設	百貨店、大規模小売店舗 等
宿泊施設	大規模ホテル 等
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設 等

（別添 2 「生活関連施設の施設選定にあたってのフロー」 等参照）

● 特定事業の整備方針等の考え方

次の考え方を全地区共通の枠組みとし、各地区の特性に応じて、都市公園、建築物等を特定事業やその他事業への位置づけを検討する。

- ① 施設内及び各施設間の移動円滑化が特に重要で、基本構想において、優先的に事業の義務化や進捗管理を行うもの。

特定事業等として位置づけ：公共交通特定事業（鉄道施設、バス車両、タクシー車両）
道路特定事業（道路）
交通安全特定事業（交差点）
教育特定事業（心のバリアフリー）

- ② 各施設の大規模改修や建替え時等において、①の特定事業との一貫したバリアフリー化が図られるよう、望ましい整備の考え方を示すもの。

移動等円滑化に関する整備方針を示す：建築物、都市公園

また、次の整備方針（整備の考え方）を、全地区共通の方針とする。

「建築物及び都市公園の整備方針」

大阪市では、ハートビル法及び交通バリアフリー法制定前の平成5年に「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を制定、法令等の改正に基づき適宜改正し、駐車場、公園や建築物等の本市施設について、高齢者、障がい者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用することができるよう整備を行うとともに、民間施設等の誘導を行っています。

建築物、都市公園については、大規模改修時や建替え時等において、条例等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めていきます。

なお、バリアフリー化された道路から各施設への導入部となる施設エントランス（導入部）等については、移動円滑化の観点から一貫したバリアフリー化を図ることが望ましい。

（別添2「現行基本構想における建築物等に関連する整備の考え方、整備内容」参照）

⇒生活関連施設抽出候補の確認、施設のバリアフリー情報、及び令和5・6年度の施設改修等の予定に関する意見照会の実施（令和5年5月頃）

⇒令和5年以降、地区における検討の際、施設エントランス（導入部）等において移動等円滑化の課題が挙げられた場合、特定事業等としての位置づけ協議の可能性はある

③大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会における意見及び対応

- 令和4年度、計4回開催した協議会において、基本構想に関する事項以外に、個別施設における対応や万博における取組に対する意見など、様々なご意見をいただいております。個別に、関連する部署と対応方針の調整を行ってきました。（別添3参照）
- 令和5年度以降、継続して協議会を開催する予定であり、また、地区別の検討（地区・検討ワークショップを開催予定）の際に、障がい当事者の方を含めた地域のご意見をお聞きすることとなる。

⇒いただいたご意見に関連する部署等に対して情報共有し、対応案作成依頼を予定

(参考)

「移動等円滑化基本構想（バリアフリー法第 25 条）」

- ・市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成するよう努めるものとする。

「重点整備地区」（バリアフリー法 第 2 条）

- ・生活関連施設が 3 以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

「生活関連施設」

- ・高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（バリアフリー法 第 2 条）

「生活関連経路」

- ・生活関連施設間を結ぶ経路（バリアフリー法 第 2 条）

「特 定 事 業」

- ・生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの（バリアフリー法 第 2 条）